

# 大気汚染防止法の届出案内

## ～ ばい煙発生施設 ～

大気関係の届出様式は、盛岡市公式ホームページからダウンロードすることができます。方法は以下のとおりです。

盛岡市公式ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp/>

- ・トップページ>オンラインサービス>申請書ダウンロード >  
暮らし・届け出に関する申請書 >環境・ごみ >環境保全・公害防止
- ・トップページ>広報 I D 1015234

届 出 窓 口

盛岡市環境部環境企画課

代表 019-651-4111 内線 8416～8419

直通 019-613-8419

(令和4年10月1日現在)

## 目 次

1	規制対象地域	2
2	規制の対象となる主な施設	2
3	設置等の届出	3
4	規制基準	4
5	ばい煙等の自主測定	6
6	計画変更命令等	6
7	改善命令	7
8	報告及び検査	7
9	罰則（抜粋）	7

# 大気(ばい煙)の規制及び届出について

工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙については、「大気汚染防止法」(以下、「法」という。)、  
「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」(以下、「県条例」という。)等により、  
種々の規制があります。

この案内書は、工場・事業場に関する大気関係(ばい煙)の規制及び届出の概要について解説しています。

## 1 規制対象地域

盛岡市全域

## 2 規制の対象となる主な施設

### (1) 大気汚染防止法(法施行令別表第1抜粋)

番号	施設の種類	規 模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。

### (2) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(県条例施行規則別表第1抜粋)

番号	施設の種類	規 模
1	廃棄物焼却炉	火格子面積が1.5 m <sup>2</sup> 以上2 m <sup>2</sup> 未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり150kg以上(廃油焼却炉にあっては、1時間当たり50kg以上)200kg未満であること。

### ※ 適用除外等(法第27条)

電気事業法に規定する電気工作物又はガス事業法に規定するガス工作物に該当する施設については、  
経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課(022-221-4947・4948・4951・4952)に届出をしてください。

#### <参考> 重油換算について

- ① 昭和46年8月25日付け環大企第5号環境庁大気保全局長通知

重油 10 ㍓ = 液体燃料 10 ㍓ = ガス燃料 16m<sup>3</sup> = 固形燃料 16 kg に相当するものとして取り扱う。

- ② 平成2年12月1日付け環大企第384号環境庁大気保全局長通知

ガス機関については次のとおりとする。

$$\text{重油換算量 (l/h)} = \frac{\text{気体燃料の発熱量 (kcal/m}^3\text{N)}}{\text{重油の発熱量 (kcal/l)}} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

上式の気体燃料の発熱量は総発熱量、重油の発熱量は9,600kcal/lとする。

### 3 設置等の届出

「事業場」が法及び県条例に規定する「ばい煙発生施設」等を設置(使用)・廃止する場合、施設の構造、使用方法(燃料を含む)、処理方法を変更する場合及び代表者名その他届出事項に変更が生じた場合は届出が必要です。

#### (1) 届出一覧

届出の種類	届出の期限	届出書類	提出部数	根拠条項
設置届	ばい煙等発生施設設置の着工 60 日前まで	法一様式第1別紙1～3 添付資料	2部	法6① 県条例9①
使用届 (経過措置)	施設が指定された日から 30 日以内		2部	法7① 県条例 10①
構造等の変更届	変更に係る着工 60 日前 まで	県条例一様式第1号 別紙1～3 添付資料	2部	法8① 県条例 11①
氏名等の変更届	変更の日から 30 日以内	氏名等変更届出書	2部	法 11 県条例 14
廃止届	使用廃止の日から 30 日 以内	法一様式第5 県条例一様式第3号	2部	法 11 県条例 14
承継届	承継の日から 30 日以内	承継届	2部	法 12③ 県条例 15③

※大気関係の届出様式は、盛岡市のホームページからダウンロードすることができます。

#### (2) 添付資料

- ① ばい煙の発生及び処理に係る計算書、使用燃料等の成分表
- ② ばい煙の発生及び処理に係る操業のフローシート
- ③ 事業所への案内図、事業場平面図、施設の位置図、地面から排出口までの高さがわかる図面等  
図面には、排ガス測定口の位置、測定口径、測定口位置での煙道径、煙突の高さ、排出口径等を記入してください。  
※ ばい煙の測定口  
測定口は、測定作業のしやすい直管部分に設置してください。  
口径はφ100mm程度とし、施設1台ごとに1ヵ所ずつ設置してください。  
※ 煙突の高さ  
ばい煙の排出が、周囲の生活環境を損なわないように煙突の高さやばい煙の処理の方法を工夫してください。
- ④ 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

#### (3) 提出部数

2部 (1部は写しで構いません。届出書受理後、1部は返却いたします。)

## 4 規制基準

### (1) 硫黄酸化物に係る排出基準(法施行規則第3条)

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q: 硫黄酸化物の量(単位;温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K: 政令で定める地域ごとに掲げる値 盛岡市域 K=14.5、旧都南村・旧玉山村域 K=17.5

He: 補正された排出口の高さ(単位;メートル)

### (2) ばいじんに係る排出基準(抜粋)

ばいじんに係る排出基準(抜粋)

施設の種類の	規模(万Nm <sup>3</sup> /h)	C基準(g/Nm <sup>3</sup> )	On(%)	附則(g/Nm <sup>3</sup> )	Onの扱い	備考	
伝熱面積10㎡以上のボイラー	ガスを専焼させるもの(法規則別表第二の1)	排出ガス量4以上	0.05	5			この表に掲げる施設のばいじん量は次の式により算出されたばいじん量とする。 $C = (21 - On) / (21 - Os) \times Cs$ ※この式において、C、On、Os及びCsはそれぞれ次の値を表すものとする。 C; ばいじん量(単位グラム) On; 標準酸素濃度(この表に掲げる各項の施設について、同表に掲げる値とする。) Os; 排ガス中の酸素濃度(当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。) Cs; 規格Z8808に定める方法により測定されたばいじん量(単位グラム)
		4未満	0.10	5			
	重油、その他の液体(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(法規則別表第二の2)	排出ガス量20以上	0.05	4	S58.9.9までに設置された施設は0.07		
		4~20	0.15	4	S58.9.9までに設置された施設は0.18		
		1~4	0.25	4			
	木くず、タイヤ類等を燃焼させるもの(法規則別表第二の6)	排出ガス量4以上	0.30	6		Os	
4未満		0.30	6	S58.9.9までに設置された施設は0.40	Os		
小型ボイラー ※1	ガス、灯油、軽油、又はA重油を燃焼させるもの(附則)	区分なし	適用猶予	なし			
	上記以外の液体燃料を燃焼させるもの(附則)	区分なし	0.30	4	S60.9.9までに設置された施設は基準適用猶予 H2.9.9までに設置された施設は0.5		
廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/h以上(法規則別表第二の36)	焼却能力4t以上	0.04	12	H10.7.1までに設置された施設は0.08		
		2~4	0.08	12	H10.7.1までに設置された施設は0.15		
		2未満	0.15	12	H10.7.1までに設置された施設は0.25		
	火格子面積が1.5㎡以上2㎡未満、又は焼却能力が150kg/h以上(廃油焼却炉にあっては50kg/h以上)200kg/h未満(県条例別表第一の1)	区分なし	0.15	12			
固定型内燃機関	ガスタービン(法規則別表第二の56)	区分なし	0.05	16	S63.1.31までに設置された施設、非常用施設は基準適用猶予		
	ディーゼル機関(法規則別表第二の57)	区分なし	0.10	13			
	ガス機関(法規則別表第二の58)	区分なし	0.05	0	非常用施設は基準適用猶予		
	ガソリン機関(法規則別表第二の59)	区分なし	0.05	0			

この表は、ばいじんに係る排出基準の一部を表したものである。(大気汚染防止法施行規則別表第二)

ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

※1 小型ボイラーとは、伝熱面積10㎡未満のボイラーで、燃料の燃焼能力が1時間あたり50リットル/h以上のものをいう。

### (3) 塩化水素に係る排出基準(抜粋)

塩化水素に係る排出基準(抜粋)

種類	規模	基準 (mg/Nm <sup>3</sup> )	備考
廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/h以上(法規則別表第三の3)	700	この表に掲げる施設の塩化水素の量は次の式により算出するものとする。 $C=9/(21-O_s) \times C_s$ この式において、C、O <sub>s</sub> 及びC <sub>s</sub> はそれぞれ次の値を表すものとする。 C; 塩化水素の量(mg) O <sub>s</sub> ; 排ガス中の酸素濃度(%) C <sub>s</sub> ; JIS K0107に定める方法により測定された塩化水素濃度(mg/Nm <sup>3</sup> )

この表は、有害物質に係る排出基準の一部を表したものである。(大気汚染防止法施行規則別表第三)

### (4) 窒素酸化物に係る排出基準(抜粋)

窒素酸化物に係る排出基準(抜粋)

施設の種類の	規模(万Nm <sup>3</sup> /h)	C基準(ppm)	On(%)	附則	備考	
ボイラー	ガスを専燃させるもの(法規則別表第三の二の1)	排出ガス量50以上	60	5	この表に掲げる施設の窒素酸化物濃度は次の式により算出された窒素酸化物濃度とする。  $C=(21-On)/(21-O_s) \times C_s$  ※この式において、C、On、O <sub>s</sub> 及びC <sub>s</sub> はそれぞれ次の値を表すものとする。 C; 窒素酸化物濃度(単位ppm) On; 標準酸素濃度(この表に掲げる各項の施設について、同表に掲げる値とする。) O <sub>s</sub> ; 排ガス中の酸素濃度(当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。) C <sub>s</sub> ; 規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度(単位ppm)	
		4~50	100	5		
		1~4	130	5		
		1未満	150	5		
	固体燃料を専燃させるもの(法規則別表第三の二の2)	排出ガス量70以上	200	6		
		4~70	250	6		
		4未満	300	6		
	※1	小型ボイラー ガス、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油)を専燃させるもの ガス・軽質液体燃料混焼(附則)	区分なし	適用猶予		
		上記以外の液体燃料を燃焼させるもの(法規則別表第三の二の2の3)	区分なし	260		4
		固体燃料を燃焼させるもの(法規則別表第三の二の2の2)	区分なし	350		6
前項に掲げる以外のもの(法規則別表第三の二の3)	排出ガス量50以上	130	4			
	1~50	150	4			
	1未満	180	4			
廃棄物焼却炉	浮遊回転燃焼方式による連続炉(法規則別表第三の二の25)	区分なし	450	12		
	前各項に掲げる焼却炉及び特殊廃棄物焼却炉以外のもの(法規則別表第三の二の27)	連続炉もしくは、排出ガス量4以上 連続炉以外で排出ガス量4未満	250 適用猶予	12 12		
固定型内燃機関 ※2	ガスタービン(法規則別表第三の二の47)	区分なし	70	16		
	ディーゼル機関 シリンダー内径400mm未満のもの	区分なし	950	13		
	ディーゼル機関 シリンダー内径400mm以上のもの(法規則別表第三の二の48)	区分なし	1,200	13		
	ガス機関(法規則別表第三の二の49)	区分なし	600	0		
	ガソリン機関(法規則別表第三の二の50)	区分なし	600	0		

この表は、窒素酸化物に係る排出基準の一部を表したものである。(大気汚染防止法施行規則別表第三の二)

※1 小型ボイラーとは、伝熱面積10㎡未満のボイラーで、燃料の燃焼能力が1時間あたり51リットル/h以上のものをいう。

※2 固定型内燃機関の非常用については排出基準を適用しない。

## 5 ばい煙等の自主測定

ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者は大気汚染防止法第 16 条に基づくばい煙量等の測定を行い、その結果を定められた様式(大気汚染防止法施行規則様式 7 号)に従って記録したものが、濃度計量証明書を 3 年間保存する義務があります。

(例) 排ガス量 4 万 N m<sup>3</sup>/h 未満で A 重油を燃料とし、年間を通して稼動しているボイラーの場合

- ・ ばいじん、窒素酸化物濃度について 2 回/年実施してください。
- ・ 使用する燃料のいおう含有率はメーカーの燃料成分表等で把握に努めてください。

※ ばい煙測定の依頼についてはタウンページの「環境計量証明」等に記載されている機関にお問い合わせください。

**ばい煙量等の測定について (抜粋)** <設置年月日等により異なります。個別にお問合せください。>

測定物質	施設区分	測定頻度	記録保存
硫黄酸化物 (排出量)	硫黄酸化物に係るばい煙の排出量が 10N m <sup>3</sup> /h 以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	3 年間
	特定工場等(総量規制)に係る施設	常時	
ばいじん (濃度)	ガスを専燃させるボイラー、ガスタービン、ガス機関 ガス発生炉のうち燃料電池改質器	5 年に 1 回以上	
	排出ガス量 40,000N m <sup>3</sup> /h 未満の施設 燃焼能力が 4,000 kg/h 未満の焼却炉	年 2 回以上※ <sup>2</sup>	
	排出ガス量 40,000N m <sup>3</sup> /h 以上の施設 燃焼能力が 4,000 kg/h 以上の焼却炉	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	
窒素酸化物 (濃度)	水性ガス又は油性ガスの発生の用に供するガス発生 炉及び加熱炉のうち燃料電池改質器	5 年に 1 回以上	
	排出ガス量 40,000N m <sup>3</sup> /h 未満の施設	年 2 回以上※ <sup>2</sup>	
	排出ガス量 40,000N m <sup>3</sup> /h 以上の特定工場等	常時	
	その他の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	
有害物質※ <sup>1</sup> (濃度)	排出ガス量 40,000N m <sup>3</sup> /h 未満の施設	年 2 回以上※ <sup>2</sup>	
	排出ガス量 40,000 m <sup>3</sup> /h 以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	

※<sup>1</sup> 有害物質:カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物

※<sup>2</sup> 1 年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が 6 月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が 6 月以上の場合は、年 1 回以上

## 6 計画変更命令等

市長は、ばい煙発生施設の設置の届出又は構造等の変更の届出があつた場合、その届出に係るばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出に係るばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更又は設置の届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。

## 7 改善命令

市長は、ばい煙排出者が、ばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めてそのばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法の改善を命じ、又はそのばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができます。

## 8 報告及び検査

市長は、ばい煙発生施設を設置する者に対し、ばい煙発生施設の状況、その他必要な事項の報告を求め、又はその職員にばい煙発生施設を設置する者の事業場の場所に立ち入り、ばい煙発生施設その他の物件を検査させることができます。

## 9 罰則(抜粋)

(1) ばい煙に係る計画変更命令又は改善命令に違反した場合

大気汚染防止法…………… 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

県条例…………… 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

(2) ばい煙発生施設設置届もしくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

大気汚染防止法…………… 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

県条例…………… 3月以下の懲役又は15万円以下の罰金

(3) 報告及び立入り検査において報告せず、又は虚偽の報告をし、もしくは検査を拒み、妨げるなどした場合

大気汚染防止法…………… 30万円以下の罰金

県条例…………… 10万円以下の罰金

(4) 測定の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合

大気汚染防止法……………30万円以下の罰金

(5) 氏名の変更等の届出又は承継届出もしくはばい煙の減少のための措置計画届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

大気汚染防止法…………… 10万円以下の過料

### 盛岡市環境部環境企画課

〒020-8531

盛岡市若園町2番18号／若園町分庁舎2階

電話番号 019-613-8419 (直通)

019-651-4111 (代表) 内線 8416～8419

FAX 番号 019-626-4153

e-mail [kankyoku@city.morioka.iwate.jp](mailto:kankyoku@city.morioka.iwate.jp)

<若園町分庁舎案内図>

